

令和7年度茨城地方最低賃金審議会

第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年12月23日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年12月23日（火）午後2時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
野村 貴広

労働者代表委員 阿部 敬二
網代 優次
小坂 祐之

使用者代表委員 佐藤 栄作
矢部 英雄
山崎 敏紀

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、電気と呼ばせていただきます。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、傍聴人はおりません。本日は、第1回目の電気最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口でございます。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、最低賃金行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用されます地域別最低賃金のほかに4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度におきましても、各種商品小売業以外の鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の3つの産業について申出がありましたところ、金額改定の必要性について、労使でしっかりとご議論いただいた結果として、必要性ありとされ、それぞれ専門部会におきまして金額審議をお願いすることとなりました。本日は、電気・精密機械器具等製造業の第1回目の専門部会となりますが、議題としまして、部会長及び部会長代理の選出、運営規程の決定、開催日程の決定など、全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていたいただければと思っております。

おります。

皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につきましても、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっております。したがって、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。短い期間での審議となりますが、必要性審議の際と同様、労使によって十分に意思疎通を図っていただきまして、是非、全会一致での議決となりますよう、ご配慮いただきたいと思いますと考えております。

簡単ではございますが、私からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐

続きまして、本日、ご出席いただきました委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様のご紹介にあたりましては、委員名簿が、資料ナンバー1、1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から名簿順にご紹介いたします。井出委員です。菅野委員です。野村委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。阿部委員です。網代委員です。小坂委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。佐藤委員です。矢部委員です。山崎委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の黒羽です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）専門部会の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましても、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互

選していただきましたので、ご報告いたします。

部会長に野村委員、部会長代理に井出委員の名前が挙がっております。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

補 佐 ありがとうございます。異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、野村部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

部会長 部会長を務めさせていただくことになりました野村です。改めて、よろしく申し上げます。大変厳しい審議が予想されますが、委員の皆様におかれましては、充実した審議を行っていただき、答申を出していきたいと思えます。円滑な議事進行にご協力をいただけますようお願いいたします。

それでは、第1回電気最低賃金専門部会を進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。まず、事務局から茨城県最低賃金の周知広報につきまして、説明をお願いいたします。

室 長 私の方から、改正された茨城県最低賃金の周知等について、説明させていただきます。

既にご存じかと思いますが、茨城県最低賃金につきましては、69円引上げの時間額1,074円に改定され、10月12日日曜日から効力発生となっております。茨城県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めて、御礼申し上げます。ありがとうございます。

主な、周知広報をご紹介いたしますと、9月19日に茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と茨城県社会保

険労務士会の会長に茨城労働局長が出向いて面談し、最低賃金引上げと業務改善助成金等の周知等の取組に関する要請を行っております。その他、最低賃金の引上げ、賃上げ支援策等に対する周知広報につきましては、その一環として、配付しております1枚目の本省版リーフレット、2枚目の茨城労働局版リーフレットを活用しまして、9月から10月にかけて、茨城県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌やホームページ等に改正された最低賃金及び業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの支援策も含めた掲載依頼を行っております。また、令和3年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最低賃金引上げへの対応と合わせ、業務改善助成金のリーフレット及び茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットなどを同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置、2階玄関にデジタルサイネージで広報を行っております。

今年度は、10月29日から11月14日にかけて、労働局、茨城県、茨城県社会保険労務士会、茨城県中小企業診断士協会の合同で、賃金引上げ支援策等の説明会を県内5か所で行っております。また、配付した資料の3枚目は、労働局と茨城県との連名により作成したリーフレットです。当該リーフレットにおきましては、12月上旬に各団体に周知広報の依頼を行っております。

今後も、できる限り、支援策等の周知も含めた最低賃金改正の周知広報に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

部会長

続きますして、議題（２）専門部会の運営規程（案）につきまして、お諮りしたいと思えます。事務局より、運営規程（案）について、説明をお願いいたします。

室長

引き続き、私の方から説明させていただきます。今回、今年度の初回の審議となりますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。

本部会は、最低賃金法第25条の規程により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置される専門部会という位置付けになります。配付資料6ページの資料ナンバー3をご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について説明いたします。6ページの中段に記載してあります第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明した成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公・労・使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となっております。第5条の3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は、部会長が決するとなっております。第6条は、専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められております。この扱いに関しましては、後ほど部会長から説明、報告があります。

続きますして、7ページの資料ナンバー4をご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。運営規程（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条の規程は、法令である最低賃金法及び最

低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行いますので、ご承知おきください。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則、公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月7日の第一回本審の審議において、金額審議の部分は非公開にするということをご確認いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が、規程（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。簡単ですが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の当専門部会の運営規程についてですが、具体的にお諮りしたいのは、専門部会の会議及び議事録の公開・非公開についてです。今ありましたように、会議及び議事録は、原則、公開となっております。しかしながら、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開にできるとされております。

専門部会につきましては、金額審議という観点から、他県でもほとんど非公開となっております。茨城県でも、率

直な意見交換を保障するという考えから、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは、公開。金額審議の部分につきましては、非公開。議事録についても同様にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 (異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。また、議事録の確認に関しましては、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を確認するという事になっています。この議事録の確認につきましては、労働者側委員は小坂委員、使用者側委員は山崎委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の点を踏まえまして、運営規程につきまして原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 運営規程の附則の施行日ですが、本日からの施行になりますので、令和7年12月23日と入れていただきまして、冒頭の(案)を削除してください。

それと、運営規程の第3条に、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないとありますが、ここは従来どおり、事務局にご連絡いただきまして、事務局を通じて部会長に連絡いただければよろしいかと思えます。そのようお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会

は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、11月14日に行われました第八回本審の場で、専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決まりましたので、よろしくお願いいたします。全会一致を条件としておりますので、この専門部会で全会一致にならなかった場合には、本審で改めて審議をしていただくことになっております。

続きまして、議題（3）の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

係 員

それでは、私の方から、最低賃金に関する基礎調査に基づく資料の説明とその他配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、9ページの資料ナンバー5をご覧ください。こちらは、平成26年以降の茨城県最低賃金と特定最低賃金の推移一覧となっております。茨城県で特定最低賃金が定められている4業種のうち、各種商品小売業につきましては、令和4年以降改正の申出がありませんでしたので、以降の資料に関しては、各種商品小売業を除く3業種についてのみ作成しております。

続いて、1枚めくっていただいて10ページをご覧ください。こちらの10ページから19ページにかけての資料ナンバー6は、本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。基礎調査とは、統計法に基づく一般統計調査であり、労働者の賃金の実態等を把握するため、その年の6月分の支払見込の賃金額について、県内の事業場に対して調査を行い、その集計結果を最低賃金審議会の資料としております。調査の概要等は、最初の10ページに記載しているとおりです。対象となる事業場につきましては、日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済セン

サスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業については、労働者100人未満の事業場が選定の対象となっております。回答結果を集計する際には、調査票から得られた有効回答労働者数を経済センサスの母集団の労働者数まで復元しております。そのため、各資料の数値につきましては、労働者数の復元により得られた推測値となっております。集計結果は、総括表としてまとめておりまして、本資料の14ページに記載しておりますのでご覧ください。総括表には、事業場の規模別、労働者の年齢別に労働者数の集計結果がまとめられています。各枠の上段が、その賃金階級以下の累積の労働者数、括弧で表示しております下段が、累積の構成比となっております。現行の電気・精密機械器具等製造業の最低賃金については、黄色のマーカーを引いておりますが、1,052円未満の労働者の合計は、全体の7.6%ということになっており、この数値を未満率と言います。少し戻りまして、11ページの最低賃金の引上額と影響率の関係表をご覧ください。こちらの表は、先ほどの14ページの総括表の内容を基に、引上後の時間額を下回る労働者の割合を影響率として表示しております。次に、13ページの資料をご覧ください。こちらの資料は、平成26年以降の電気・精密機械器具等製造業の規模別第1・10分位数及び未満率の推移で、こちらも総括表を基に作成したものとなっております。また、18ページから19ページの資料につきましては、特定最低賃金3業種の分位数や未満率等について、まとめた結果を参考として添付しております。なお、こちらの県最賃産業計につきましては、4業種の特定最低賃金の適用労働者の数値は含まれておりません。基礎調査に関する資料の説明は以上です。

続いて、その他の配付資料につきまして確認いたします。20ページの資料ナンバー7と23ページの資料ナンバー8については、日本銀行水戸事務所が発表した企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況となっております。

32ページの資料ナンバー9は、茨城労働局が11月28日に発表しました、令和7年10月分の県内の雇用情勢の概況となっております。続いて、48ページ及び49ページの資料ナンバー10と11は、当賃金室で作成いたしました茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものです。50ページからの資料ナンバー12は、厚生労働省が8月1日に発表しました、令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況です。最後に、資料とは別に皆様のお手元に他局の結審状況一覧として、令和7年度特定最低賃金改正状況をお配りしております。こちらは、令和7年12月22日確認時点の内容となっております。現在は、現在、ほぼ全ての局で確定した結果が出ておりますので、参考にご覧ください。私からの説明は以上となります。

部会長 はい、ありがとうございました。ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問等なし)

部会長 では続きまして、議題(4)の専門部会の日程調整につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

室長 専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

当部会の開催につきましては、第2回は、1月9日金曜日の午前10時から、第3回は、1月13日火曜日の午後3時30分からを予定しております。

本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、1月16日金曜日午後4時から第十回審議会の開催を予定させていただいて

おりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後になります、現状の開催予定で、全会一致による結審を切にお願い申し上げます。以上です。

部会長 ありがとうございます。皆様、この日程でよろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

部会長 ちなみに、このあと機械器具製造業等の第1回専門部会が入っていますので、押さないようにしたいと思います。

例年、各専門部会につきましては、3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、日程調整の結果、第十回の本審が1月16日金曜日午後4時から予定されております。

では、本日は、第1回目の専門部会となりますので、今後の金額審議に先立ちまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方について、ご意見をいただきたいと思ひます。まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

労側委員 どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私の方から、特定最低賃金の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について、大きく3点、基本的な考え方を述べる前に冒頭、取り巻く環境と課題認識について述べさせていただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴いまして、世界の経済活動は回復傾向にあるものの、地政学的なリスクや国際秩序の乱れに加え、トランプ政権下で再び強まるアメリカ第一主義の保護主義的政策、高関税措置が国際貿易と為替市場に波紋を広げつつあり注視が必要です。日本経済はインバウンド回復や設備投資の増加、賃上げの波及などで緩やかな回復基調を維持しておりますが、物価上昇や人手

不足が課題となる中、今次春闘におきましては、平均1万3,454円の賃上げを実現し、12年連続の水準改善、3年連続の大幅改善を果たすことができました。改めまして、経営者側の皆様に敬意を表したいと存じます。これから協議を始めます電気・精密機械器具等製造業最低賃金専門部会におきましても、この波及効果を最大限に活かすべく真摯に意見交換を行っていきたいと考えております。

まず1点目は、労働条件の向上についてであります。これは、当たり前のことではありますが、労働条件の向上が最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっている実態にあります。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えております。

2点目は、公正競争の確保という点についてであります。賃金の不当な切下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保についても、最低賃金制度全体の目的であると考えております。しかしながら、こちらも、賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけでは、これを確保できないと考えております。よって、地域別最低賃金を上回る水準で特定最低賃金を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保していくことが、魅力ある電機産業の持続的な発展に寄与するものであると考えております。今後の労働力人口の減少化における人材確保、ひいては、電機産業で働くことへの安心感醸成や魅力ある産業としての賃金水準を労使のイニシアティブで決定していく観点からも重要であると考えております。

そして、3点目につきましては、労使交渉の補完、代替機能があるということでもあります。本来、労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や2割を切る日本におきましては、8割以上の労働者は、自らの労働

条件の決定に関与することができないという状況にあります。そういう中で、特定最低賃金の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っており、我々組織労働者に課せられた社会的責務であると考えます。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。特定最低賃金につきましては、よく地域別最低賃金と比較されますが、労働者側としましては、それぞれの産業別の特定最低賃金のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには、今回3つの業種ともに労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしましても、皆様方のご協力をいただきながら、真摯な審議が行われることを期待したいと存じます。以上、よろしくお願い申し上げます。

部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委員からお願いいたします。

使側委員

どうぞ、よろしくお願いいたします。

茨城県電気・精密機械器具等製造業最低賃金の改定について、使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。はじめに、茨城県電気・精密機械器具等製造業最低賃金の改定にあたりまして、使用者側としては、大幅な引上げには慎重な判断が必要であると考えています。ご承知のとおり、県内の電気機械関連企業の多くは中小企業でありまして、原材料費・エネルギーコストの高騰、そして、人手不足による採用コストの増加、受注単価の硬直性など、複数の経営課題が重なっております。こうした状況下での急激な賃金上昇は、雇用維持や事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性が高いと感じています。特に、中小企業にはダ

メージが大きくて、地域産業の空洞化を招く恐れがあると感じています。

最低賃金引上げがもたらす影響を以下3点申し上げます。

まず1点目が、雇用維持への影響です。中小企業では、賃金上昇分を十分吸収できません。非正規雇用の削減、それから、人手不足でありながら新規採用を抑制するなど、結果として、地域の雇用環境が悪化し、技能継承にも悪影響を及ぼす状況が予想されます。

2点目が、事業継続リスクの増大です。収益率の低い企業では、固定費増加が直接的な経営危機につながります。特に、サプライチェーンの末端の下請企業では、賃金の上昇が事業撤退の引き金となる可能性があります。

3点目は、地域経済への波及です。電気・精密機械器具等製造業は、県内製造業の中でも裾野が広く、事業縮小は関連産業へ連鎖的な影響を及ぼす可能性があると考えています。

これらを踏まえまして、使用者側の基本的考え方を申し上げます。

まず1つ目は、今年度の特定最低賃金については、物価上昇により一定の賃上げについては理解いたしますけれども、その賃上げ幅は、小幅な改定にとどめるべきだと考えております。

2つ目は、賃金引上げにあたっては、価格転嫁の実効性確保、中小企業向け支援策の強化が不可欠でありまして、中小企業が賃上げしやすくなる環境整備を優先すべきと考えております。

3つ目は、県内電気・精密機械器具製造業の雇用維持と技能継承を守るため、急激な賃金上昇ではなく、持続可能な賃金改善の道筋を重視すべきであると考えています。

最後になりますけれども、電気・精密機械器具等製造業は、茨城県の製造業を支える重要な基幹産業であります。

しかし、現下の経営環境は極めて厳しく、急激な賃金引上げは、企業体力の弱い中小企業に深刻な影響を与える懸念があります。使用者側としましては、地域産業の持続性と雇用の安定を最優先に、慎重、かつ、現実的な判断を求めていきたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方からいただきましたご意見につきまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

【以降は、金額調査審議のため『非公開』となります。】